その事業	その特定小売供給（改正法附則第十六条第一項に規定する特定小売供給をいう。以下同じ。）
第七条第二項	
供給区域、供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点	旧供給区域（改正法附則第十六条第一項に規定する旧供給区域をいう。以下同じ。）
第七条第四項	
その事業	その特定小売供給
供給区域、供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点	旧供給区域
事業）	特定小売供給）
第十条の見出し	
事業	特定小売供給
第十条第一項及び第二項	
電気事業の	特定小売供給の
第十条第三項	
第五条	改正法附則第十七条第二項
第十一条第一項	
電気事業の地位	特定小売供給の地位（特定小売供給に係る部分に限る。次項において同じ。）
第十四条の見出し	
事業	特定小売供給
第十四条第一項及び第三項	
電気事業の	特定小売供給の
第十五条の見出し	
事業の許可	小売電気事業の登録
第十五条第一項	
事業を	特定小売供給を
は、第三条第一項の許可	（改正法の施行の日前に旧電気事業法第八条第一項の許可であつて供給区域の増加に係るものを受けた場合であつて、当該許可に係るその増加する供給区域であつて旧供給区域である区域において特定小売供給を開始しないときを除く。）は、改正法第一条の規定による改正後の電気事業法（以下「新電気事業法」という。）第二条の二の登録
第十五条第二項	
この法律又はこの法律	第七条第四項、第十一条第二項、前条第一項、第十九条第四項若しくは第七項、第二十条、第二十一条第一項本文、第三十条、第三十四条の二若しくは第三十六条第一項若しくは第二項の規定若しくは第十七条第一項、第十六条第一項、第十八条第一項、第二十条第二項若しくは第二十五条の三第一項の規定又はこれらの規定

第三条第一項の許可	新電気事業法第二条の二の登録
第十五条第五項	
前各項	第一項又は第二項
許可	登録
第十六条第一項	
第八条第一項の許可	改正法の施行の日前に旧電気事業法第八条第一項の許可であつて供給区域の増加に係るもの
同条第七項において準用する第七条第一項	第七条第一項
において、その増加する供給の相手方たる一般電気事業者に対し、又はその増加する供給地点において事業	であつて旧供給区域である区域において特定小売供給を開始しないとき、又は改正法附則第十七条第一項の許可を受けたみなし小売電気事業者が同条第三項の規定により指定した期間内にその増加する旧供給区域内において特定小売供給
第十六条第三項	
供給区域	旧供給区域
一般電気事業を	特定小売供給を
第十六条第五項	
前各項	第一項又は第三項
第十九条の見出し	
供給約款等	特定小売供給約款
第十九条第三項	
第一項後段	改正法附則第十八条第一項後段
供給約款	特定小売供給約款
第十九条第四項及び第五項	
供給約款	特定小売供給約款
第十九条第六項	
第一項後段	改正法附則第十八条第一項後段
一般電気事業を	特定小売供給を
供給約款	特定小売供給約款
第十九条第七項から第十項まで	
供給約款	特定小売供給約款
第二十条の見出し	
供給約款等	特定小売供給約款
第二十条	
第十九条第一項	改正法附則第十八条第一項
供給約款の	特定小売供給約款の
同条第四項	前条第四項
、若しくは	、又は